

保護者の皆様

新宿区教育委員会事務局

学校運営課長 菊島 茂雄

区立学校及び区立幼稚園で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

日頃から新宿区の学校教育にご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、令和2年2月18日の文部科学省からの通知を受け、区立学校及び区立幼稚園（以下、学校等）では、下記のとおり対応を行うこととなりましたのでお知らせいたします。

なお、学校等閉鎖の決定はメール等によりすみやかにお知らせいたしますが、急なご案内となることもありますので、ご了承願います。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 児童生徒等の発熱時

児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をさせず、自宅で休養させてください。

2 次の症状がある児童生徒等は、すぐに保健所に相談してください。

- ① 風邪の症状や 37.5°C 以上の発熱が4日以上続いている者（解熱剤を飲み続けなければならぬときを含む） ※基礎疾患がある場合は2日以上
- ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者

◇帰国者・接触者電話相談センター（新宿区保健所）
電話03(5273)3836（受付時間 9:00～17:00、閉庁日を除く）

◇帰国者・接触者電話相談センター（東京都）
電話03(5320)4592（受付時間 平日：17:00～翌朝9:00、土曜・日曜・祝日：終日）

3 発生時の対応について

- (1) 学校等において、幼児・児童・生徒（以下、児童生徒等）または教員ほか学校関係者（以下、教員等）が、**新型コロナウイルス感染症に罹患した場合**

・発生が確認された時点で、学校等を閉鎖し（最低3日間）、全館消毒を実施します。

※全館消毒終了後、必要に応じて学級等閉鎖を実施する場合があります。

- (2) 学校等において、児童生徒等または教員等の**家族が**、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

・対象の児童生徒等または教員等が新型コロナウイルス感染症検査を受け、検査結果が出るまで、出席停止等の措置を行います。

※検査結果を受け、必要に応じて学級等閉鎖を実施する場合があります。

4 出欠の取扱いについて

出席停止とした児童生徒等は、欠席扱いとしません。

5 学校閉鎖が決まった場合の連絡について

学校から一斉メールでお知らせします。学校にメールアドレスを登録されていない方には、個別にご連絡いたします。